

- 有価証券運用のリスクテイク規模が大きい地域銀行20行程度に対し、1. 経営体力・リスクコントロール能力に見合ったリスクテイク、2. リスクテイクに見合った実効的な運用態勢・リスク管理態勢の構築、3. リスクガバナンスの発揮について、重点的なモニタリングを実施。

<モニタリングにおける主な論点>

1. 経営体力・リスクコントロール能力に見合ったリスクテイク

有価証券運用でリスクテイクするにあたっては、経営体力・リスクコントロール能力を超えてはならない（有価証券運用の経営戦略上の位置づけに応じた経営体力やリスクコントロール能力を備える必要）

経営陣主導
による統制

2. リスクテイクに見合った実効的な運用態勢・リスク管理態勢の構築

- | | |
|------------------|--|
| (1) リスクテイク方針の明確化 | 経営戦略上の位置づけや経営体力（資本・収益）とリスク量のバランスを踏まえ、リスクテイク領域や方針を明確化するとともに、体制を整備すること |
| (2) リスク許容度の明確化 | 経営体力（資本・収益）に照らして許容できる最大リスク量や損失限度等を明確化し、その範囲内でリスクコントロールする仕組みを整備すること |
| (3) 投資信託等の管理 | 運用資産及び運用会社が内包するリスクやリターンについて、直接保有する場合と可能な限り同等の水準で分析・管理すること |
| (4) ストレステストの活用 | 経営のリスク認識やリスクテイク方針を反映した、シナリオに基づくストレステストを活用し、将来の経営体力（資本・収益）への影響を検証すること |
| (5) 環境変化に応じた対応 | 市場変動に備えたアクションプランを策定するとともに、将来の期間損益変動に備えたシミュレーションを実施し、リスクコントロールすること |

組織**全体**
としての決定

自らの**未来**を
見据えた検証

経営の**実質**
的な関与

3. リスクガバナンスの発揮

- これまでのモニタリング対象先においては、**総じて、相応の取組が認められている。**
- 他方で、リスクテイクに見合った実効的な運用態勢・リスク管理態勢の構築に関しては、持続的な健全性を確保する観点や、リスク管理高度化の観点から、下表の通り、懸念される事例や参考となる事例も認められた。
- 金融機関においては、今回のレポートにおける論点や紹介した事例も参考に、各金融機関のリスク特性に応じ、運用態勢・リスク管理態勢の強化やリスクガバナンスの発揮に向けた創意工夫や高度化に取り組むことを期待。

<モニタリングを通じて把握した主な事例>

懸念される事例	参考となる事例
<ul style="list-style-type: none"> ● 有価証券運用の中長期的方針が不明確 ● 特に2線においてスキル継承も見据えた人材確保・育成が不十分 ● 損失限度等の設定・管理に向けた議論の深度が不足 ● 投資信託等の管理水準 <ul style="list-style-type: none"> ・リスクの分析や投資対象の選別が不十分なまま同種の戦略・手法に基づく商品へ少額ずつ投資 ・パフォーマンス評価・要因分析が不十分 ● 資本・期間損益の両面を意識したリスクコントロールまでは未実施 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 有価証券運用を重要業務と明確に位置づけた上でリスクテイクに見合った運用態勢・リスク管理態勢強化 ● 損失限度等について一定の期間収益を目安に設定 ● 投資信託等の管理水準 <ul style="list-style-type: none"> ・リスクファクター別の感応度・評価損益の経営への報告 ● 経営陣も含めた組織横断的なシナリオの検討を踏まえたストレステストの活用 ● 資本減少リスクに備えた複数の対応パターンの準備 <p style="text-align: right;">等</p>

※ 2線は、リスク管理部門（ミドル・オフィス）。